

令和元年度第1回徳島県社会福祉審議児童福祉分科会  
(第17回 徳島県版「子ども・子育て会議」議事録

- 1 日時 令和元年7月31日(水)  
午前10時から午前11時30分まで
- 2 場所 県庁10階 大会議室
- 3 出席委員 井崎 ゆみ子 江口 久美子 葛西 真記子 上地 大三郎  
後藤 真美 佐伯 美晴 佐藤 絹子 志内 正一  
白草 千鶴 田中 京子 田中紗枝子 中岡 泰子  
二宮 恒夫 南 妃佐恵 山崎 篤史 山崎 健二  
計16名
- 4 次第 (1) 開会  
(2) 県民環境部長あいさつ  
(3) 議事  
ア 徳島県における保育等の現状について  
イ 令和元年度の本県の主な事業について  
ウ 徳島県子ども・子育て支援事業支援計画(第二期)について  
エ その他  
(4) 閉会

5 議事の概要

(会長)

議事に入りたいと思います。議事の(1)から(4)について、事務局から説明いただいて、その後で皆様から御意見を頂きたいと思います。事務局、よろしくをお願いします。

< 事務局から資料の説明 >

ただいまの事務局からの説明に対して、皆様から御質問や御意見をお伺いしたいと思えます。

(委員)

出生数が減っている中、保育所を利用する方が年々増えており、これは時代の流れで仕方ないと思いますが、保育士の処遇改善とかアクティブ・シニア保育現場就業促進事業とか取り入れられていますが、一番肝心の、1年か2年前かは分かりませんが、この会でも小さい頃には保育士に憧れていたけれども、いざ就職することになったら友達のほうが給料が高いので保育士になりたがらないということで、待機児童の発生とかに影響すると

という話がありましたが、保育士の給料を上げたとなれば私立の保育所は経営が成り立たないということで相反するものがあると思うんですが、保育士の給料はそれなりに改善されたんでしょうか。

(会長)

恐らくニュース等でもあるんですが、多少は改善されているけれど、まだ満足いく額ではないんじゃないかと私は捉えているんですが、事務局から何かありますか。

(事務局)

今、委員から頂きました保育士の処遇改善について、先ほどもお話ししました平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度におきまして、この法に基づいた認可保育所等の運営経費の財政負担について処遇改善というものは、毎年、国で実施している状況でございます。加えまして、人事院勧告に伴います国家公務員の給与改定に準じた公定価格の見直しも実施しておりまして、併せて、保育士の給与の改善をしているという状況でございます。具体的に申しますと、平成24年度時点をゼロベースといたしますと、平成31年度の予定でございますけれども、約13%のお給料の処遇改善というものが行われている状況でございます。また、併せて、今キャリアアップ制度というものを設けており、一定の年数の就業、一定のキャリアアップ研修の受講などによりまして、保育所内での立場がいわゆるマネジメントの立場とかになった場合に、最大4万円を月額でプラスするというようなところも国のほうで新しい仕組みとして出してくれております。先ほど、委員がおっしゃいましたように、今も子どもたちのなりたい職業の上位には保育士が挙がっていません。しかし、大人になってみると実際には保育士が足りないという状況になっているとお話がありましたように、他の業種に比べて給料はまだまだ低いということもございます。このあたりについては、引き続き、機会を捉えて国に提言もしてまいりたいと考えております。また併せて、保育士さんが足りないのは給料だけなのか、その労働環境、そしてその給料に見合う労働環境かどうかという部分がございますので、そのあたりをいろいろな角度から対応しまして、保育士の確保につなげてまいりたいと考えております。

(委員)

今の13%給料がアップしたということは、これは私立のことだけでしょうか。それとも公立も含めた平均したものでしょうか。出生数が減ってるので公立の保育所は閉鎖の傾向にあるので、13%は公的な所と私立の所と合わせてですか。

(事務局)

公立も私立もどちらもでございます。

(委員)

私立の保育所が多いので公立のことが心配で、国家公務員は上がっているから私立の方にそれに見合っただけの給料が出るようにお願いします。私事となりますが、今、5番目の孫が保育所に行っていますが、保育所さまさまです。保育所へ毎日送って行っているの

で、保育所の先生の素晴らしさや大変さがよく分かりますので、若い方は、体力が違いますからね。若い方が夢と希望が持てるような保育士のため、よろしくをお願いします。

(事務局)

今、委員から頂いたように安心して預けられるには、やっぱり保育士がきちんとした労働環境で、元気に明るく仕事ができることが大切でございますので、それに向けて努力してまいりたいと考えております。

(委員)

今回の児童福祉法の改正の中で、体罰によらない子育てということで、体罰の禁止という非常に踏み込んだ内容のものが法律として登場したのは、非常に驚いているんですけど、実際にそれを効果的に実施するために何をどうすべきかというところが問題になってくると思いますが、徳島県として養育の上で体罰を使用しないという養育の在り方について、実際に一般の家庭でどのように進めていくのかという計画が具体的にあれば教えていただきたいんです。例えば、そうは言ってもやっぱりたたかないと分からないとか、家庭の中で行われる養育教育については、なかなか公的な制度で変えていくことが難しい部分があります。ただ、やっぱり制度だけではなくて教育の問題として、一般の教育課程の中で家庭養育の在り方などが子どもたちにも教えられておりますし、あるいは常識として、一般社会に定着していくということも制度を実施する上で一つの手法ではないかと思えます。してはならないということではなくて、そうすることによって、健やかな養育が実現するという前向きな養育の在り方を県民の中で定着させていくために、幅広い実施の具体策が必要になってくると思うので、そのあたり、是非とも力を入れてやっていただきたいと考えております。もちろん虐待につきましても、養育の一般的な考え方だけで簡単に減っていくものではないと思えますけれども、子育ての基本的な考え方のベースが、大きく定着することによって、虐待の防止が図られることはあるかなと思えますが、いかがでしょうか。

(会長)

これは非常に難しい問題かなと思えます。私は最初に国が法律に体罰を入れると言ったときに、言われたように体罰の考え方が違うのでこれは統一させるといふか、啓発するのは難しい問題で、国がどういう思いで啓発していくのかなと、ちょうど今言われたような疑問は起こったんです。県がそれを今後どうするのか、何かありますか。

(事務局)

体罰についてまずどう捉えるかということですが、この度の法律改正もございまして明記されましたので、親権者等による体罰は、もう明らかに禁止、体罰全般にも絶対に許されることではないということで、もちろん捉えております。その上で、先ほど御意見を頂きましたように、教育の部分から変えていくということも非常に重要なことだということも認識しております。また、教育委員会とも連携して進めていきたいと考えているところですが、今現在、県でやっておりますのが、怒鳴らない子育て教育法というのを研

修でさせていただいております、まず体罰の予防というところから、早期発見、発生予防ということで今取り組んでいるんですけれども、体罰を実際に行った方を対象にという意味ではなくて、自分が子育てをしていて何か不安を感じたりしている方を対象にし、怒鳴らないで子育てするように自分の気持ちの持ち方とも含めまして、講習を開かさせていただいております。今年度からその講習も受けやすいように若干の見直しをさせていただきます、幅広く皆様に受講いただきたいと考えているところでございます。それとともに委員にも御参加いただいております、社会的養育推進計画のほうでこちらの施設や家庭、その他里親さんとか、そういったところでの子育てだけではなくて、家庭の教育ももちろんその社会的養育の中に含んで検討していきたいと考えております。その中でもこういったことも含めまして議論していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

(会長)

委員、この件に関して是非、御意見をお伺いしたいんですが

(委員)

私も言おうと思っていたところなんですけれども、体罰禁止ということなんです、法律の条文からこれは駄目ですよと言っても、全然意味はなくて、DVの分野でも、デートDVというようなことを徳島県もされていますけれども、例えば、イラスト付きの冊子を作っています、今講習会の話があったんですが、そういう所に来る人は、元々意識の高い人だから別にいいのかなと思うんですけれども、もう少し一般的に広めていこうとするならば、体罰をするというのは、大人の視点で痛い目に遭わさないということ聞かないということなんですけれども、子どもの視点から見てどうなのか。そんなことが分かるような簡単なイラストなんか使って、分かりやすい啓発資料を作るとかというのは一つあるかと。やはりその体罰信仰は根強いものがあるので、なかなかそれを一遍に変えるのは難しいですけど、若い世代はその辺は割りと柔軟かなと思って、高校生とか中学生とかそういう世代の教育を充実させるのは必要かなと。今のは予防の話なんですけれども、もう一つは、やっぱり実際に起こる場合、やはり子どもが憎くてたたいていてる人ばかりでもないと思うんですよ。どうしても手が出てしまうという場合に、気軽に相談できるシステムがあってもいいのかなと。虐待というとすごく鬼親みたいなイメージがあって、言葉がきつところがあるんですけれども、実際起こった場合、そういうことで困ったらこういう所に御相談くださいみたいな、もう少し気軽に相談できるシステムができないかなと、話を聞いていて思いました。

(事務局)

御意見ありがとうございます。イラストを使った啓発等ということで、また取組をさせていただきたいと思っております。国も虐待防止月間ということで、11月に設定されておりますので、その時に合わせまして、ちらしを使った啓発ですとか、オレンジリボンたすきリレーも例年やっていることですが、今年も取り組んでまいりたいと思っております。そのあたりもよろしく願います。子どもの権利ノートも改定する予定になっており、そちらも子ど

もに対する権利啓発だけではなくて、親御さんも含めまして子どもの権利ということにつきまして、また啓発を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

具体的には講習会は、定期的に行われているんですか。今は年間に何回ぐらいやられていますか。何人ぐらい集まるんですか。

(事務局)

不定期です。

場所を変えまして、多い所、少ない所と地域により偏りがあります。

(会長)

心配なのは、今言われたように集まる人は、本当に困っているんだから何とかしないといけないと思っている人。実際に怖いのは、集まらない人ですけれども、先ほど委員が気軽に相談できる体制づくりも大切だと言われて、ちょうどここに子ども家庭総合支援拠点の整備というのがありますけれども、この子ども家庭相談支援拠点と今実際行われている地域子育て支援拠点事業とこれはどんなに違ってくるんですか。家庭が付くか付かないか、総合というのも付いていますが。

(事務局)

まず、子ども家庭総合支援拠点についてですが、今のところ県内の市町村にまだ設置がないところですが、2022年度までに全市町村に設置ということで新プランで定められておりますので、市町村を含めまして今協議させていただいたり、説明会を開いて御相談させていただいているところです。この中身につきましては、児童福祉法で決まっている分になるんですけれども、妊産婦さんからお越しいただきまして、ソーシャルワーク的なことを含めて、今、地域の要保護児童対策地域協議会で担っていただいているような部分、それから虐待についての相談、そのあたりを重点的にお願いする施設になっております。

また、地域子育て支援拠点と言いますのは、お母さん方が子育てをするために集まる、育児の孤立化を防ぐ、また地域の子育ての輪を作るといった意味で、市町村におきまして設置しているものです。例えば徳島市のスキップといった所で、希望するお母さんがお子さんを連れて行っていろいろな子育ての情報を頂いたりとかをしている施設になっております。

(会長)

他に何かございませんか。この問題に関して、あるいは他の問題に関してでも結構です。

(委員)

今話を聞いていて思っていたんですが、最近ニュースにもなっていたんですけれども、虐待でボイスレコーダーを入れていて流れていたというのがあったと思うんですけれども、

私も現場に立ってるんですけど、すごいグレーな部分もあると思うんです。それに対して、今日この会に来るに当たって、保育士たちにも聞いてきたんですけど、今、お母さんが相談しやすい場所というのが出ていたんですけど、保育士は誰が守ってくれるのかというのがあると思うんです。ちょっと前ですけど、放課後児童クラブの先生が子どもさんにバットで殴られて、この先生が訴えたという事件があったと思うんですけど、そのときに先生を誰が守ってくれるのかと。子どもさんも放課後児童クラブだったら6年生までいらっしゃいますし、保育所だったら6歳までですけど、それでも結構先生はやられっぱなしじゃないですけど、あると思うんです。児童で、発達障害のお子さんとか強度行動障害のお子さんが幼児のほうだと混じられているので、そこで先生が何か負傷したとき、けがを負ったときに対して、守ってくれるのかという不安があると思うんです。そうなったときに保護者さんから何かクレームがあったときに、やっぱりああいうニュースが出ると、園でも先生方とかと話をしたんですけど、若い子は保育士にならないよねと。やっぱり守ってくれない。養護教諭の先生で養護教諭を辞めようかなという友達がいて、なんで辞めるの、せっかく頑張ってきたのにと言ったら、同じ養護教諭の先生が保護者に訴えられたと。そうするとやっぱりリスクが怖いと。もう辞めたいという話をこの間聞いて、そうなったときに小学校、認可保育園でもそういうのがリスクが怖くて、せっかく子供が好きで頑張ってきたのに先生たちが守られないというのもやっぱり若い先生が定着しない理由なのかなと。長年やられている先生というのは、保護者との信頼関係を作るのがすごく上手だなと思うんです。信頼関係があると、ある程度何かトラブルがあってもうまく保護者と話をしてお互い納得いくように持っていけるんですけど、若い先生というのはそこがなかなか難しいところで、経験の差とかもあると思うんですけど、そこをやっぱりさっきおっしゃっていたように保護者と同じぐらい先生が気軽に相談できるような窓口があったらいいかなと思います。保育所ごとや施設に対し第三者委員会とか弁護士さんとかも置いていると思うんですけど、特に若い人は、日々のささいなことをいきなり弁護士さんとか管理者とかに相談しにくいと思うんです。保育所の先生のためのホットライン的なものがあればいいかなと思いました。

(事務局)

ありがとうございました。委員から先生は誰が守るかという話でございます。今、お話にも出てまいりましたように、保育士さんだけの問題ではなく、学校の先生でありますとか、放課後児童クラブの支援員の方でありますとか、やっぱりそういう子どもたちを見る立場の人を誰が守るのかというようなところがありまして、例えば保育所であれば個々の保育所の中でそうした相談に応じることもあったりとか、また県の事業としてアドバイザーが巡回するような事業も行っております。そんな中で、お話を聞いた時にアドバイスしていくといったこともできると思うんですけど、実際、委員がおっしゃったように相談窓口というのも大変有効だと思います。研究しながら、今後どういった形が取れるか検討してまいりたいと思っております。

(会長)

学校での大きな問題というのは、弁護士さんが入って成功したというニュースもありま

したけれど、おっしゃられるように弁護士さんまで関わらない、ちょっと相談したいというときに、保育園なんかは他の市町村の窓口はないんですか。学校が本来こういう保護者との問題があったらどうしようとか、小学校とか中学校の教育委員会に相談しますよね。そういうようなシステムは保育園なんかはないんですか。

(事務局)

確かにどこへ行くかと言ったら一義的には市町村へ情報共有をして、その問題解決に向けて動くのだと思うんですけど、その相談体制がこういうふうに相談したらこうなっというスキームまでできているというケースは、多分少ないんじゃないかと思います。

(会長)

何でもきちんとシステム化するというのは確かに大事だなと思っています。

(委員)

今のそのアドバイザーの件から、現場の放課後児童クラブとか保育士とかも含めていろんな声を聞いておりますと、巡回相談もあるんですけども、専門家の方が園に来てくれてアドバイスはしてくれるんですけども、恐らく就学関係の巡回相談だと思います。直接保護者にアドバイスという機会はなくて、もし保護者がアドバイスが欲しければ、保健センターなり教育委員会の相談窓口に行かなければいけないと。本当にアドバイスが必要な方は、保育士から見たらそういうことを求めない人なんだということで、非常に現場の方が悩んでおられる声を聞きます。そういう現場の保育士さんとか放課後児童クラブの支援員の方が直接相談できる窓口も必要ですし、その巡回アドバイザー事業も今後ますます必要になってくると思います。ニーズがある保護者がなかなか相談に乗ってこない形を保育士さんがどうすくい上げていくのかというシステムをこれから考えていかなければいけないと思っています。一点目の体罰によらない子育ての推進のところ、怒鳴らない子育て、ペアレンツ・トレーニングのことだと思うんですけど、資料1の5ページに母子保健関係の事業があります。乳幼児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業とか。これからますます子育て世代包括支援センターも整備されてくると思うので、乳児の時代から子育てスキルを提供していける場をいっぱい増やしていくことが必要かなと思うんです。それにそういうプログラムをきちんと入れ込んでいくシステムを作っていけるかなと思っています。なかなか怒鳴らない子育てを広めていくのは、今、委員がおっしゃるように大変だと思うんです。本当に必要な方に子育てスキルをどう届けていくか、その方法をこれから県なり市なり私たちが方法を考えていく時期にきているかなと思っています。今そういう事業を開催して集まって来る方だけではなくて、どう届けていくかというのを模索していく時代かなと思っています。

(会長)

ありがとうございました。他に御意見はありませんか

## (事務局)

その体罰に関して、乳児のときからという話で、先ほどお話がありましたように、もっと手前の例えばその赤ちゃん事業、高校とか学生の所に赤ちゃんを連れて行って、最近一人っ子も多いものですから子どもさんを抱っこしたりとかする経験がない子が多いんです。そういった所に赤ちゃんを連れて行って、お母さんの大変さを聞いたりとか赤ちゃんの可愛さ、それから成長の素晴らしさ命の大切さを学ぶ授業をさせていただいているんですが、そういった中でも、赤ちゃんたちが今どういうことになっているかというのもきちんと教えて、それはいけないというのを親になる前の段階から伝えていくということで、委員がおしゃっていた、どう届けていくかというところについても広がりを持ってやっていけたらなと思っております。

## (会長)

体罰によらない子育ては、こんなことをしてはいけないよという親に対する教え方も必要なんですけれど、親にもう一つ教えてほしいのは、この年齢になったら子どもはこういう発達を遂げてるんだよ、5歳になったらわがままは抜けてほしいなとか、年齢によって各発達段階があって、それを獲得できるような子育てを親にはしてほしいな。というのは、親が実際はしてはいけないよということは分かっているけれど、実際はどうしたらいいかということが分かっている親も結構おられるのかなとか思うときがあります。基本的な発達、子どもはこれは身に付けてほしいという発達を身に付けてないと、やっぱり大人になっても自己中心性を発揮するような大人になっていくかなと、ちょっと乱暴な意見ですけども結び付けてしまうんです。だから発達を基本に置いてほしいなと思います。以前に委員が放課後児童のことを言われていたでしょう。委員の以前の要望と新・放課後総合プランに関して何か御意見はございますか。

## (委員)

新しい放課後子ども総合プランの内容について、具体的にしっかり把握できていないんですけれど、ちょっと心配なのは、今まで一つのクラブに二人の資格者が必要だということだったのが、一人でいいというように緩和された部分について、全国の学童保育も連絡協議会の中では質の低下の心配をされているというのは聞いております。学童保育での事故の問題等もありますし、しっかりした学童保育の支援方針をきっちり実現できる保育士、その資格者が中心になって、それを支えるスタッフが学童保育を作っていくということが必要なんですけれど、実際に資格者の獲得がなかなか難しいという背景もあって、それから学童保育をある程度の数を作っていくというそういう方向のために緩和をされているのではないかという部分もあります。現場としては、例えば、職員の確保やあるいはそのいろいろな基準についてしっかりと作って、それに見合う予算を付けて、学童保育がいわゆる一般の就学前の保育と同様にしっかりした制度になること、学童保育の支援員の身分保障も含めて行われていることがしっかりした就学以降の放課後保育に対しても子育てがきちんとできていく方向性ではないかという意見があるんですけれど、なかなか予算の問題も含めて、今、放課後クラブと同時に空き教室の利用等放課後の在り方が検討されていますけれど、やっぱり子どもを育てる、学童と言いましても実際に現場に入りますと就



学前の子ども以上に手が掛かって危険も伴いますし、大きくなってくると分かる子は分かるんですけど、分からない子は本当に力が強くてなかなか言うこと聞いてくれない。支援員に対する暴力の問題も起こっておりますので、その新・放課後子ども総合プランの内容について、現場の状況にどこまで迫って作っていきける。徳島県としてはそのあたりを検討していただけたらと思います。前に問題提起したこととちょっとずれてるかもしれませんが。

#### (事務局)

放課後児童クラブ、いわゆる学童のお話でございます。今委員からお話しがあったように職員確保、予算、支援員のスキルですとか身分保障ですとか、いろいろな問題がございます。中でも先ほど支援員の人数についてのお話がありましたけれども、放課後児童クラブの人数につきましては、厚生労働省の基準におきまして、事業所ごとに、放課後児童支援員の配置については、支援の単位は40人が一つの支援の単位になるんですけども、それごとに2名以上配置するということが、元々規定されておったところでございます。これは従うべき基準であるということで、2名置かなければならないということになっていたんですけども、それが今、従うべき基準から参酌基準ということで、それをベースにして自治体が判断をしてその人数を変更したりとかいったことができる基準ということで少し緩和されたところでございます。結果といたしまして、先ほども委員からお話しいただいたんですけども、例えばニーズに応じてクラブの数を増やすとか少ない人数でもそれが対応できるとかいったところで、子どもたちの受皿作りには寄与する。たちまち人数がないとできないわけですから、それができるようになるということで寄与する反面、児童クラブの質ですとか、先ほど委員からもお話があったような、支援員さんが守られるのかといった問題とかいろいろな懸念も抱えた中で、自治体としてどの人数を選ぶかということも市町村に任せられるようになったところでございます。ここについては、もちろんそれぞれの市町村において、現場の実情として、例えばそのエリアにどれだけの支援員さんがいるのか、どれだけ見られるべき児童がいるのかといったことを考えながら、判断しているところでございます。新しいプランにありますように、放課後子供教室という文部科学省の仕組みもでございます。そういった所と一体的に進めていくということも今後ございますので、そこらも当然踏まえながら、それぞれの在り方、質が下がらないように、また危険がないように見守っていかねばいけないと思っております。

#### (委員)

放課後子供教室については、徳島県ではあまり情報が入っていない。私が情報を知らないだけかもしれないですけど。あまりよく分からんないんですが、他の県では活発にされているのかもしれませんが、実際に放課後子ども教室の場合に、学校の先生を辞められた方が空き教室を使って、放課後の子どもたちにいろいろな勉強を教えたり、遊びを一緒にしたり、様々な活動を行うということで子どもたちの放課後を安全なものにするということはあると思うんですが、現実に学童保育という一つの枠の中で行われている活動でもなかなか大変なんですけれど、そういう放課後子供教室という形で、期待される保育はどこまでできるんだろうかというののもちょっと疑問な部分もあります。両方を利用しながら、

量と質の担保をしていくということは必要だとは思っていますが、実態がよく分かっていないということで、そのあたりを御説明いただけたらと思っています。

(事務局)

放課後児童クラブにつきましては、平成31年4月1日時点で18市町村で186クラブという状況になっております。放課後子供教室につきましては、現在46か所ということでございます。どちらもその市町村で取組をしております。例えば、ある市ではこのエリアは放課後児童クラブはあるけれども、放課後子供教室はないとかそういった状況もあったりとか、市町村によってこの両方の制度を工夫して使いながら、当然、先ほどおっしゃたようにスタッフの問題とかもありますし、そこのニーズの話もありますので、そこはそれぞれの市町村でエリアの特性を考えながら配置している状況でございます。

(会長)

確かに子どもの人数はこれだから受け入れてくれる所を増やそうというのは比較的スムーズにできるかもしれませんが、中身を大人と子どもが相對する場所で、感情もお互いが持っているので、問題的な所もたくさん起こると思いますけれど、そのあたりを推定しながら取り組んでいかないと、本当にこれからますます大変だろうなと思っています。表向きは可愛らしいですけど、裏で何をしているか分からないという子どもも増えてきたようにも思うので難しいなと思っているんです。これは飽くまで個人の感想です。

(委員)

第一点目は、放課後児童クラブの支援員の方と研修会とかで話をしていると、やっぱり学校との連携というのは必ずあがってきます。今回の国の指針にも書いてありますけれど、定期的な連絡会を制度とし設置すること。いじめの話とか出てくると、その都度学校には伝えているんだけど、その返しがなかなか頂けないという課題があります。第二点目は、教職員の方々はメンタルヘルス相談があって、電話相談窓口など相談システムがある。同じように保育士とか放課後児童クラブで働く保育士、支援員の方々も親支援をしていく中で、そういう相談の場があれば有効かなと思っています。今後の課題になりますけれども、そういうメンタルヘルス相談あたりをどう仕組みを作っていくか課題として提案しておきたいと思います。

(会長)

お互いがそれぞれの職種の中で忙しい中で、いかに機能的なシステムを作るかというのが大事なところかと思いますが、現場の方はそれが本当に必要なんだけど、作ったらいいのと言いつつ作ったら時間がないということになってしまう。だから、そういうところを今後いかに改善していくかというのが大切なのかなと思います。

(事務局)

今、委員から頂きました御意見については、先ほどの委員からの話と重なるところがあるかと思っています。やっぱり保育士さんとか支援員さんが続けられない理由の中には、メ

ンタル面も大変多いかと思っております。一人で抱えきれなくなって辞めてしまう。一番いけないのは、そうしたきっかけで辞めてしまうと、もうその世界に帰って来ないんですね。例えば、御結婚されたり御出産されるということで業界を離れた方については、仮に潜在保育士だったとしても、またお子さんが大きくなったら帰ってみようかなというふうになるんですけど、そういったメンタル的に傷を負ってしまうと、やっぱりそこにはいられないということで、もう完全に絶たれてしまうということが非常に懸念されます。相談に対してどういう形が取れるかというのは、例えば、既存の相談窓口が活用できるのであればしっかり周知するとか、そういったところも含めましてしっかり検討したいと思っております。

(会長)

いろいろたくさんまだ御意見があるかと思えますけれども、そろそろ時間が迫ってまいりました。この会議は、今後も引き続きますので、これまで以上にいろんな所から情報を仕入れていただいて、この会議でまた御意見を言っていただいて、今後の第二期子ども・子育て支援事業支援計画の作成の参考にさせていただきたいと思えます。県も、これまでの話を聞きましても十分に一生懸命取り組んでおられますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、事務局の方に進行を返したいと思えますのでよろしく申し上げます。